函館市消費者被害防止ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 消費者被害防止のため、関係機関・団体(以下「関係機関等」という。)が連携し、消費者に対する消費生活に関する情報の提供および消費者教育・啓発活動の推進を図ることを目的に、函館市消費者被害防止ネットワーク会議(以下「ネットワーク」という。)を設置する。

(活動内容)

- 第2条 ネットワークは、次に掲げる活動を行う。
 - (1) 消費生活問題に関する情報交換
 - (2) 消費者に対する消費生活に関する情報の提供
 - (3) 関係機関等が行う消費者教育・啓発活動の支援
 - (4) その他消費者被害防止に必要な活動

(構成)

- 第3条 ネットワークは、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。
- 2 ネットワークに座長を置き、座長には函館消費者協会会長を充てる。
- 3 ネットワークには、第1項に規定する関係機関等のほか、趣旨に賛同する機関・団体等を加えることができる。

(会議)

- 第4条 ネットワークは必要に応じて会議を開催する。
- 2 会議は、座長が招集する。

(幹事会)

- 第5条 ネットワークに幹事会を置き,次の関係機関等を充てる。
 - (1) 函館消費者協会
 - (2) 渡島総合振興局保健環境部環境生活課
 - (3) 函館中央警察署生活安全課
 - (4) 函館西警察署生活安全課
 - (5) 函館市市民部くらし安心課
- 2 幹事会は、ネットワークの活動に関する連絡調整にあたる。

3 幹事会は、座長が招集する。

(庶務)

第6条 ネットワークの庶務は、函館市市民部くらし安心課において処理する。

附則

この要綱は、平成17年9月30日から施行する。 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

函館弁護士会

渡島総合振興局保健環境部環境生活課

函館中央警察署生活安全課

函館西警察署生活安全課

函館市消費生活センター

函館市社会福祉協議会

函館市町会連合会

函館市民生児童委員連合会

函館市老人クラブ連合会

函館市身体障害者福祉団体連合会

函館私学振興協議会(大学,専修,高校,中学,小学,幼稚園含む)

函館市中学校長会

函館市PTA連合会

北海道高等学校長協会渡島支部(道立,市立,私立含む)

北海道高等学校 P T A 連合会道南支部 (道立, 市立, 私立含む)

函館市教育委員会学校教育部教育指導課

函館消費者協会

函館市市民部くらし安心課